

## 大阪市港湾審議会条例の一部を改正する条例案

大阪市港湾審議会条例（昭和49年大阪市条例第54号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大阪府市港湾審議会条例

第1条中「大阪市港湾審議会」を「大阪府市港湾審議会」に、「について」を「関し」に改める。

第2条中「市長の」を「大阪府市港湾委員会（以下「港湾委員会」という。）又は市長の」に、「運営」を「運営その他の大阪港」に、「市長に」を「港湾委員会又は市長に」に改める。

第3条第3項中「市長」を「港湾委員会」に改める。

第4条第3項中「とき」を「とき又は会長が欠けたとき」に改める。

第5条に次の1項を加える。

4 第3条第3項第4号に掲げる者のうちから委嘱された委員に事故があるときは、その職務を代理する者が議事に参加することができる。

第7条第2項中「市長」を「港湾委員会」に改める。

第8条を次のように改める。

（施行の細目）

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の所掌事務のうち港湾委員会の権限に属する事項に係るものに関し必要な事項は、港湾委員会が、審議会の所掌事務のうち港湾委員会の権限に属する事項以外の事項に係るものに関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例の施行期日は、市長が定める。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において大阪市港湾審議会の委員である者の任期は、この条例による改正前の大阪市港湾審議会条例（以下「改正前の条例」という。）第3条第4項の規定にかかわらず、同日に満了するものとする。
- 3 施行日の前日において大阪市港湾審議会の臨時委員である者は、改正前の条例第3条第5項の規定にかかわらず、同日に退任するものとする。

平成27年9月25日提出

大阪市長 橋 下 徹

説明

港湾審議会を大阪府市港湾委員会及び市長の附属機関とするため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除  
太字は改正

大阪市港湾審議会 条例（抄）  
大阪府市港湾審議会

(目的)

第1条 この条例は、港湾法（昭和25年法律第218号）第35条の2第2項の規定に基づき、大阪  
大阪

市港湾審議会（以下「審議会」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。  
府市港湾審議会 関し

(所掌事務)

第2条 審議会は、大阪府市港湾委員会（以下「港湾委員会」という。）又は市長の諮問に応じ、  
大阪港の計画、開発、保全及び運営その他の大阪港に関する重要事項について調査審議し、港  
湾委員会又は市長に対して意見を具申する。

(組織)

第3条 省 略

2 省 略

3 委員及び臨時委員（以下「委員等」という。）は、次に掲げる者の中から市長が委  
港湾委員会

嘱する。

(1) - (5) 省 略

4 - 5 省 略

(会長)

第4条 省 略

2 省 略

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務  
を代理する。

(会議)

第5条 省 略

2 - 3 省 略

4 第3条第3項第4号に掲げる者の中から委嘱された委員に事故があるときは、その職務を  
代理する者が議事に参加することができる。

(幹事会)

第7条 省 略

2 幹事会は、幹事若干名をもつて組織し、関係行政機関の職員及び本市職員の中から審議会の

承認を得て、市長　　が委嘱し、又は任命する。  
港湾委員会

3 省 略

(施行の細目)

第8条 この条例の施行  
に定めるもののほか、審議会の所掌事務のうち港湾委員会の権限に属する事項

に係るものに關し必要な事項は、港湾委員会が、審議会の所掌事務のうち港湾委員会の権限に  
に關し必要な事項は、市規則で定める。  
属する事項以外の事項に係るもの